

## 第5節 休業給付

### (育児休業給付金)

第15条 一般会員が、法人会員の定めるところにより育児のための休職の適用を受け無給となったときは、育児休業給付金を給付する。

2 育児休業給付金は、休業開始から6ヶ月を経過後、育児休職時の基本賃金月額額の17%相当額を給付する。ただし、給付の期間は、育児休業開始から1年6ヶ月をもって限度とする。

3 育児休業給付金を受けた一般会員が復職後1年以内又は給付中に退職したときは、受給した育児休業給付金の全額を返納するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、理事長が承認した場合、返納を要しないものとする。

(1) 会社都合による退職の場合。

(2) 勤務箇所の廃止により、勤務時の住所から、交通機関の繁閑を考慮した実所要通勤時間の2時間以内に、勤務箇所がない場合。なお、この場合の通勤時間は、新幹線又は特急を利用しないものとして算出する。

### (介護休業給付金)

第16条 一般会員が、法人会員の定めるところにより介護のための休職の適用を受け無給となったときは、介護休業給付金を給付する。

2 介護休業給付金は、雇用保険による介護休業給付受給終了後から、介護休職時の基本賃金月額額の60%相当額を給付する。ただし、給付の期間は、365日から雇用保険による介護休業給付受給限度日数をひいた日数を限度とする。介護休業給付金を受けた一般会員が復職後1年以内または給付中に、引続き介護のため退職したときは、すでに受給した介護休業給付金の25%相当を見舞金として支給する。

3 介護休業給付金を受けた一般会員が復職後1年以内または給付中に退職したときは、受給した介護休業給付金の全額を返納するものとする。